

SAGA2024 神崎市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024 神崎市食品衛生対策要項」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、SAGA2024 実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識向上の広報

ア 広報の内容

- ① 手洗いの励行のほか、食品の調理・保存等の基本的な食品衛生対策
- ② 大会期間中に流行する可能性が高い食中毒の予防対策等

イ 広報媒体

保健所等と連携し、次の媒体により広報活動を実施する。

- ① 県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- ② ホームページ等を活用した広報
- ③ 各種講習会及びイベント等を活用した広報

(2) 食品関係営業施設等の監視・指導

食品関係営業施設等を対象とした監視・指導の実施について、保健所に依頼するとともに、必要な協力を行う。

(3) 食品関係営業施設等の健康管理

食品関係営業施設等に対し、食品に直接接触する従事者の検便検査や健康状態の確認を行うよう指導する。

ア 検便検査は、概ね大会開催前1か月の間に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等(以下「病原体」という。)の感染の有無を確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行う。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生又はその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携・対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時などに緊急時連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じて、この要領を準用する。

附則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。